

耐震・環境不動産形成促進事業のあり方検討会について

令和 4 年 3 月 31 日

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産市場整備課
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課

1. 趣旨・目的

耐震・環境不動産形成促進事業は、国が民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することで、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成（改修・建替え・開発事業）を促進することを目的として創設され、（一社）環境不動産普及促進機構（RE-SEED 機構）において、平成 25 年 3 月に国から補助金を受けて基金を造成し、本事業を実施している。

本事業の補助金交付要綱においては、「要綱の施行後 10 年以内に、耐震・環境不動産形成促進事業の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、同事業の内容について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」こととされており、令和 5 年 3 月で施行から 10 年を迎えることから、本事業についての検討が求められている。

また、昨今、我が国において「2050 年カーボンニュートラル」を目指すことが宣言されたほか、世界中で ESG 投資が一大潮流となる中、我が国の不動産分野においても脱炭素化・温室効果ガス削減に向けた取組や ESG 投資の促進等が求められており、本事業を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした背景を踏まえ、有識者、金融関係者等から構成される「耐震・環境不動産形成促進事業のあり方検討会」を開催し、本事業の今後のあり方等について検討を行うこととする。

2. 検討体制

本検討会の構成員は別紙のとおりとする。

3. スケジュール（案）

令和 4 年 3 月～6 月 検討会を複数回開催

令和 4 年 6 月頃 報告書とりまとめ